

使用済燃料中間貯蔵施設に関する  
調査検討特別委員会会議録  
(第3回審査)

(令和3年10月22日)

む つ 市 議 会



使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会  
(第3回審査)

○開会の日時 令和 3年10月22日(金) 午後 1時30分開議  
午後 3時58分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	富岡幸夫	副委員長	佐々木 肇
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦弘樹	”	東 健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	岡崎健吾
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎	
副	市長	川西伸二	
総	務部長	吉田 真	
企	画政策部長	松谷 勇	
財	務部長	吉田和久	
財	務部税務調整監	樋山政之	
政	策推進監		
総	務部政策推進監	総務課長	野坂武史
総	務部総務課	総括主幹	葛西信弘
企	画政策部	エネルギー戦略課長	一戸義則
財	務部	財務課長	石橋秀治

総務部市長公室主幹	井戸向 秀 明
財務部財務課主幹	立 花 幸 一
総務部総務課主任主査	畑 中 佳 奈
財務部エネルギー戦略課 主任主査	佐 藤 純 也

○参考人出席者

リサイクル燃料貯蔵株式会社 代表取締役社長	高 橋 泰 成
リサイクル燃料貯蔵株式会社 常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長	赤 坂 吉 英
リサイクル燃料貯蔵株式会社 常務取締役企画総務部長	松 下 正 光
リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役技術安全部長	青 木 裕

○事務局出席者

事務局 長 佐 藤 孝 悦	次 長 中 野 敬 三
総括主幹 櫻 田 誠	主任主査 井 田 周 作
主任 浜 端 快	

(午後 1時30分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、前回審査において決定いたしましたとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社より参考人をお招きし、1、リサイクル燃料貯蔵株式会社設立から現在に至る使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状の認識について、2、2023年度の事業開始に向けた今後の工程等について、3、むつ市使用済燃料税の課税に向けた市との協議状況についてご意見を伺います。

それでは、参考人にご入場いただきます。

(参考人入場)

○委員長(富岡幸夫) 本日出席いただいた参考人は、リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長、高橋泰成様、続きまして、常務取締役リサイクル燃料備蓄センター長、赤坂吉英様、同じく常務取締役企画総務部長、松下正光様、そして取締役技術安全部長、青木裕様となっております。よろしく願いいたします。

ご意見を伺う前に、本委員会の進行方法について申し上げます。本日は、まず参考人よりご意見を伺った後に各委員からの質疑へと進めてまいります。

質疑につきましては、本日はあくまでも参考人からご意見を伺うことを目的とするため、参考人と委員との質疑応答を中心に進めていきますので、ご理解願います。

なお、参考人には念のため申し上げますが、ご発言の際には、その都度委員長の許可を得てご発言くださいますようお願いをいたします。

また、参考人は、委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめご了承ください。

ここで、本日の委員の発言についてお諮りいたします。参考人よりご意見を伺うせっかくの機会でありますので、会議規則第116条のとおり、議題についての質疑回数は制限せずに行いたいと思いますが、このことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより参考人より意見をお伺いいたしたいと思いますが、エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市議会のホームページにて本日の

委員会審査における資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

それでは、参考人よりお願いをいたします。高橋社長。

- 参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 改めまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社の社長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年6月に前任の坂本から引き継ぎまして、社長のほうを拝命させていただいています。よろしくお願いいたします。これから先は、着座にてご説明させていただきます。

本日は、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。むつ市議会並びにむつ市ご当局の皆様には、日頃より私どもの事業に格別なるご指導とご支援をいただいておりますことを、まずこの場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、資料に基づきまして、「リサイクル燃料備蓄センターにおけるこれまでの取組みと今後について」ご説明させていただきます。

まず初めに、1ページ目を御覧ください。本日は、1、立地の経緯、2、会社設立からこれまで、3、新規制基準適合性審査の変遷、設工認対象設備、5、事業開始見込み時期の変更、6、リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況、7、使用済燃料税についての順にご説明いたします。

1の立地の経緯につきましては、2ページ目から4ページ目に記載してございます。むつ市議会より頂戴しました要請書には、この部分は特段触れられておりませんでした。弊社は会社設立以前の動きをしっかりと継承しておりますので、初めに記載させていただきました。

なお、7月15日にむつ市からご説明がありました中間貯蔵施設の概要とこれまでの経緯と重複する部分もございまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、当時の社長からは、誘致に至るまでには誘致反対署名運動ですとか、市民グループによるアンケート調査の公表、住民投票条例を請求する署名活動など様々な動きもあり、決して平たんな道のりではなかったことや、誘致推進協議会の約2万人の推進署名をご署名いただいた市民の皆様、2003年6月17日にむつ市議会において誘致決議をいただいた議員の皆様、6月26日に施設誘致を表明された当時の杉山市長の思いは決して忘れてはいけないと申しつかっておりまして、私もこのことに関しましては、肝に銘じております。

5ページ目を御覧ください。弊社は、2005年11月21日に設立いたしました。が、当時は旭町に事務所がございました。2008年3月に準備工事を開始し、

翌年11月に現在の関根に移転いたしました。その間、地元の6漁協と東京電力及び日本原子力発電がむつ市長お立ち会いの下、使用済燃料運搬船等の航行に係る航路設定に関する協定書を締結いたしました。

6ページを御覧ください。2010年には、使用済燃料貯蔵事業の許可をいただき、使用済燃料貯蔵建屋の工事を開始いたしました。しかし、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生に伴い、工事は休止せざるを得ませんでした。その時点で約半分の工事が完成しておりました。その後約1年後に工事を再開することができ、2013年8月29日に第1棟目の貯蔵建屋が完成しております。

7ページを御覧ください。2013年12月、原子力規制委員会により核燃料施設等の新規制基準が施行されたため、翌年1月に使用済燃料貯蔵事業変更許可を申請いたしました。以来6年10か月にわたりこの審査の対応をしてまいりましたが、昨年11月11日に原子力規制委員会より使用済燃料貯蔵事業変更許可をいただきました。また、9月には施設の運用方法を定めた建設段階の保安規定の認可をいただいております。本年2月に第1回設計及び工事の計画の変更認可申請を行い、8月に変更認可をいただいております。現在は、第2回の申請の準備を進めているところでございます。

8ページを御覧ください。新規制基準適合性審査の変遷についてご説明いたします。2013年12月に新規制基準が施行されましたが、その要求事項を示したものです。従来の規制基準と同様のものが黄色、新たに追加された項目が青色となっており、新たな国のガイドラインに基づき再評価したものが赤色です。追加の設備や運用方法が設けられたものが緑色となっております。この中で、審査に一番時間を要したものが第10条、津波による損傷の防止で、この審査だけで約2年半かかりました。

9ページを御覧ください。一番時間を要した第10条、津波による損傷の防止の検討経緯のご説明となります。枠の上段、2018年12月の事業開始時期変更検討時は、「仮想的大規模津波」の襲来を設定し、貯蔵建屋は損傷しない前提で安全評価を行っておりました。枠の下段、その後2019年2月に津波防護方針が決定し、津波により貯蔵建屋の一部が損傷することを前提に安全評価を行うよう規制委員からご指示を受けました。この変更により、金属キャスクに落下物が当たり、キャスクが損傷することも新たに想定することとなりました。

10ページを御覧ください。少し細かくて恐縮ですが、設工認対象設備について記載しております。その中でも、点線の枠で囲った部分が分割して申請を行った第1回の設工認の対象設備となり、本年の8月20日に許可をいただ

いております。したがって、第1回の設工認対象設備の軽油貯蔵タンクなどの工事は既に進めているところでございます。点線の枠以外の設備が全て第2回の設工認の対象設備となり、物量が多いため、申請の準備に時間を要しており、この申請についてはできる限り速やかに申請したいと準備を進めているところでございます。

11ページを御覧ください。事業開始見込み時期の変更ですが、9ページでご説明したように、2019年2月に津波防護方針が決定し、津波により貯蔵建屋の一部が損傷することを前提に安全評価をすることとなり、審査に時間を要したため、事業変更許可は約1.5年の遅れになりました。また、設工認につきましても、事業変更許可の遅れや第2回の審査が今後行われる予定であることから、約1.5年以上遅れる見通しであります。対象工事につきましても、決定した津波防護方針により新たに軽油貯蔵タンクの建設工事が追加されるなど物量が増加したことに伴い、約1年弱期間が延びる見通しです。

12ページを御覧ください。このような状況から、事業開始見込み時期については、2021年度から2023年度に変更して、本年7月21日に工事計画の変更届出を行いました。また、併せて事業開始の見極め時期も変更させていただくことを公表させていただきました。

その背景ですが、津波により貯蔵建屋の一部が損傷することを想定することとなったため、それに対応した保安活動の審査を受けることとなりました。この保安活動は、事業変更許可申請の許可内容を踏まえ新たに検討が必要となったものです。

当該活動の評価も含めた事業開始段階の保安規定の審査については、使用済燃料貯蔵施設として初めての審査となることから、現時点で審査期間を正確に見通すことが難しい状況となりました。このため、事業開始の見極め時期として、設工認の審査が完了した時点から事業開始段階の保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で見極めることといたしました。

なお、事業開始見込み時期である2023年度は、暫定的なものでございます。

13ページを御覧ください。リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況についてご説明いたします。この図は、これまでの審査や今後の工程について表したもので、灰色の部分は既に審査が終了しているものです。青色の現在の矢印から右側の黄色く色づけされている部分が今後の工程になります。第1回設工認の安全対策工事や第2回設工認の審査と安全対策工事、事業開始段階保安規定の審査が行われます。これら全てが完了すると、新規制基準対応は終了いたします。その後、安全協定、実入キャスクの輸送と搬入、最終の使用前事業者検査を行い、事業開始となります。

14ページを御覧ください。ここからは、使用済燃料税についてご説明いたします。まず、むつ市とのこれまでの主な協議の経緯についてご説明いたします。2019年10月31日に新税検討プロジェクトチームより、税率検討案を受領した後、2020年3月16日に市議会へ4つの論点を記載した意見書を提出しております。その後3月27日、市議会臨時会において、むつ市使用済燃料税条例案が賛成多数で可決されました。しかしながら、弊社としましては、本条例可決時、市当局とのこれまでの協議の中で、十分な内容確認に至っておらず、現時点では本条例について判断できる状況にないため、市当局とお互いに十分な理解に達するまでしっかりと協議を重ねさせていただきたいとの認識から、弊社ホームページにコメントを記載しております。そのため、現在も協議や内容確認をさせていただいていると認識しております。

15ページを御覧ください。主な協議経緯です。2020年3月30日に市長、市議会正副議長が条例可決報告のため弊社に来社されました。

翌31日、可決に係る報告時における弊社社長のコメント要旨について、弊社ホームページに掲載しております。内容は、弊社として市議会に提出した意見書でも申し上げたとおり、市当局とのこれまでの協議の中で十分な内容確認に至っておらず、現時点では本条例について判断できる状況ではないこと。少なくともこの税率・税目では、弊社事業が立ち行かなくなるのではないかと懸念があり、本条例がこのまま施行されることは問題であると考えていること。このまま課税がされ、事業が立ち行かなくなることを避けるためにも、現時点では市議会において附帯決議をいただいたので、本条例第12条に基づく協議をさせていただきたいと考えていること。今後とも市議会に提出した意見書に記載した内容について、市当局とお互いに十分な理解に達するまでしっかりと協議を重ねさせていただきたいこと。

以上の内容を掲載してございます。

16ページを御覧ください。2020年10月28日には、むつ市に対して2020年3月16日に市議会に提出した意見書に記載した4点について判断できる状況となりましたら、新税を通じてしっかりと地元事業者としての責務を果たしていきたいと考えていること。安全協定の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組んでまいることの2点を主とした文書を提出しております。

また、本年4月26日には市長を訪問し、公開の場で事業開始時期、発電所の再稼働の見通し等も踏まえ、東京電力から具体的な計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきたい旨をお願いしております。

17ページを御覧ください。2020年3月16日に市議会へ提出した意見書に記載した4つの論点について、弊社が認識している協議状況をご説明いたします。

1つ目の論点である担税力に応じた税率につきましては、事業開始時期、発電所の再活動の見通し等も踏まえ、東京電力から具体的な計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきたい旨を申し出、現在担税力以外の財政需要の協議をさせていただいております。

2つ目の論点である財政需要につきましては、中間貯蔵事業の遂行により新たに生じた事業であるという、直接の起因性を有しているかの議論について、現在も協議を継続させていただいております。

3つ目の論点である課税項目につきましては、受入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、課税する根拠とされている財政需要と密接に関係することから、まずは事業内容を確認させていただいておりますが、先ほどご説明したとおり、起因性の議論は現在も協議を継続させていただいております。

4つ目の論点である青森県の動向につきましては、現時点では青森県の動向は見極められていないとの認識でございます。

18ページ目を御覧ください。17ページの各論点に関連した事項について、弊社の考えを詳細に述べさせていただきます。

1点目、親会社の売上げで担税力を判断することについてです。むつ市の使用済燃料税は、むつ市に所在する弊社の使用済燃料貯蔵施設における中間貯蔵事業に対して課せられるものですから、むつ市以外に本社を置く別法人である親会社の売上げで担税力を判断するのではなく、弊社が使用済燃料の中間貯蔵事業を行うことで得られる収益で担税力が判断され、課税されるものと考えております。

なお、現時点においては、事業開始時期、発電所の再活動の見通し等も踏まえ、東京電力からの具体的な計画を示されておらず、弊社の収益の見込みが立たないことから、担税力の協議ができる状況にはございませんので、改めて具体的な協議をさせていただきたくお伝えてしているところでございます。

2点目、法定外普通税の考え方についてです。一般的に普通税については、用途を特定することが求められているわけでないことは承知しておりますが、一方で使用済燃料税は実質的に弊社のみを対象とするものでございます。このため、弊社が使用済燃料税により負担する税金につきましては、弊社の事業が原因でむつ市に新たに生じる財政上の負担についてお支払いするべきものと考えており、個別の事業の内容や弊社がどの程度負担すべきか等につ

いて判断に至らないため、確認させていただいているところでございます。

最後、3点目、青森県の動向についてです。現時点におきましては、青森県の動向が見極められておらず、判断が難しい旨、市当局にお伝えしているところでございます。

19ページ目には、ご参考として、これまで弊社が取り組んだ主な地域活動について掲載させていただいております。

最後になりますが、私どもの事業は地元の皆様のご理解とご協力をいただいで成り立つ事業であるということを全社員が認識して日々事業を進めること、またこの事業を受け入れていただくまでには、市民の皆様が大変なご苦勞をされた事実を絶対に忘れてはならないことを肝に銘じて、地域に根差した事業者として、安全を第一にしっかりと諸準備を進め、事業開始に向けて邁進してまいり所存でございます。

ご説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（富岡幸夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの意見に対し、質疑ありませんか。佐々木肇委員。

○委員（佐々木 肇） ただいまは、全ての面において説明をいただきました。私からは、新税協議の姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

ご案内のように、中間貯蔵施設は平成15年に、西暦2003年であります、当時の故杉山肅市長が誘致を表明されまして、議会では特別委員会を設置し、十分な議論、各種の承認を得て青森県、そしてむつ市、事業者と意見を交わしながら、この立地協定が締結されたものと、このことは論をまたないところでございます。

その当時非常に厳しい議論がなされ、この問題について取り組んでまいりました。そうした中で、この法定外新税は、当時の議員からも、施設の操業時においては当然課税されるべきという思いがありました。私とその委員であったものですから、その状況は把握しております。そして、このことによって、むつ市民が豊かで、むつ市発展の姿を描いていたところでございます。

こうした問題が、今この間際になりまして、県や事業者との関係を考えたときに意見が分かれているというふうなことは、到底考えられないことであるし、誘致したむつ市の当然の権利として、絶対的に認められるべきものと私は考えております。

全国で既に課税している市町村がある中で、むつ市も同様に地方税法上認められている課税自主権を行使するということは、R F S社も予見できたものと思います。

提示された論点解消に向けて、市と協議を行って1年半、回数にしますと30回以上になっていますよ。なお最終合意に至らないというそのわけ、理由があればお示しをいただきたい。

私からは、以上、お願いを申し上げます。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） ご質問ありがとうございます。ただいまのお尋ねについてでございますけれども、昨年の10月28日、当時の社長の坂本のほう、そのほうがむつ市に対して意見書を出してある中でも、先ほどもご説明しましたけれども、2020年3月16日に提出した意見書に記載した4点について判断できるような状況になりましたら、新税を通じてしっかりと地元事業者としての責任を果たしていきたいと、このように申し上げます。

私ども今まさにそれに基づきまして、4点について、市当局とご協議のほう、特に財政需要のところについて確認のほうをさせていただいているところでございます。ただ、大変申し訳ございませんが、その担税力につきましては、繰り返しになりますが、東京電力から具体的なまだ事業計画、これが示されていないものですから、この判断、当社側の事業計画をつくるまで、しばらくお待ちいただきたいということをお願いしているところでございます。決して意見が割れているということではなく、今確認をさせていただいている、ご協議をさせていただいていると、そういう認識でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木肇委員。

○委員（佐々木 肇） 御社は、市側に対し、これまでも誠意を持って協議させていただくと述べておられます。どのような誠意を持って協議してきたのか。市側の説明の理解に努めようとしてきたのか、協議の内容、詳細は述べられないかもしれませんが、協議姿勢という点で、どのように誠意を持って協議に当たったのか。また、理解するためにどのように努めてまいりましたか、その点、お答えをいただきたいと思えます。

○委員長（富岡幸夫） 松下企画総務部長。

大変失礼ですが、ご起立で答弁を願いたいと存じます。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社常務取締役企画総務部長 松下正光）  
ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、詳細に協議内容についてお答えすることはできないのですが、先ほど高橋が申し上げたとおり、財政需要についてを中心にお話をさせていただいておりますけれども、その起因性の考え方について、お互い共通の認識が持てるように協議はさせていただいているところ

でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木肇委員。

○委員（佐々木 肇） ご答弁いただきました。これからも市のほうから協議の申入れがあると思うのですが、誠意を尽くして臨むように要望しておきます。

私からは、以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、質疑をさせていただきます。

ただいま、これまでの経緯についてご報告いただきました。ただ、これまで先輩議員の方々が政治生命をかけて、様々な議論を経て中間貯蔵事業に当市の未来を託す選択をし、また御社とは地元企業として、両者とも熱い思いを持って事業実施に共に歩んできたと思っております。しかし、それが親会社である東京電力による2011年の福島第一原子力発電所の事故以来、中間貯蔵施設が進展せず、当市の未来設計が滞っている状況であります。

本年6月に社長として就任されました高橋社長様にお伺いしたいと思えます。この中間貯蔵事業の現状に関しての今の率直なお気持ちをお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） ご質問ありがとうございます。私が来て、事故がなければもっと早く事業開始できていたのというようなお話はここで度々承っております。今現在も一応2023年度ということで、それを目指しておりますけれども、その辺につきまして、度重なる事業開始時期の変更、これで市の皆様には大変なるご心配、ご迷惑をおかけしていることについては、大変申し訳なく思っております。

ただ、先ほどもご説明させていただいたとおり、第1回目の設工認、これが8月に通りまして、今安全対策工事もようやく始まっているところでございます。着実に前と比べて進展のほうは僅かではございますが、させていただいているところでございますので、今後とも審査手続ですとか安全対策工事、これを着実に進めて事業開始に持っていきたいと、そのように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ご回答ありがとうございます。

もう一つですが、平成17年11月にリサイクル燃料貯蔵株式会社が設立されて以来、現在の高橋社長様で4人目の社長交代となると思えます。一般企業であれば、社長交代という事態では方針転換や事業への考え方が変わってき

て当然とも思われます。また、社員の入替え等での事業開始へのモチベーションの低下も考えられるのではないかとも思います。現時点で様々な方からお聞きすると、以前よりも事業開始へのモチベーションが低いというお話も伺っております。ましてや事業が開始されない状況の中で、御社の社長交代です。

そこで、御社の社長交代する際、特に地元である青森県とむつ市との関係について、前社長からどのような引継ぎが行われ、また事業開始に向け、新社長としてこれからどう取り組んで進めていくのかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

前社長、坂本もそうなのですけれども、初代社長、久保も私が就任するに当たっていろいろ話を承っております。その際、冒頭でも申し上げましたとおり、まさに立地のときには市を二分するような本当に大変なことがあったと。そういう中で立地誘致の決議をいただいたということで、本当に当時市民の皆様も、そういった形の思い悩んだ末での決断ということで当社のほうを誘致していただいたと。そのことは、やっぱり決して忘れてはいけないということをきつく申しつかっておりますし、私もそれは肝に銘じているところでございます。

あと、坂本のほうからは、やはり自分の代で何とか事業開始まで自分の手で成し遂げたかったのですけれども、残念ながらそれができなかったというところで、そこをしっかりと頼むというふうな形で申しつかってございます。

私としまして、これは就任のときも言いましたけれども、まずは事業開始に向けて取り組んでいくというのは、これ大前提でございます。社員も今そういった形で第2回目の設工認の準備に向けて全員で取り組んでいるところでございますし、そういった形でこれから工事も始まってまいります。まさに時期について、これどうこうという話ではないのですけれども、やっぱり震災以降、安全、これが一番最優先ということでございますので、安全最優先に着実に一步一步事業開始に向けて進んでまいりたいと、そのように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。きちんとした形での申し送りができているというふうに感じさせてはいただきましたが、我々はもう10年以上御社の事業開始を今か今かと待ち望んでおります。それは、なぜならば、子供から高齢者まで、全てむつ市民の暮らしをよりよいものにしたいという

思いからであります。一般の企業間契約では、このような度重なる事業開始延長は全く考えられないとも感じております。諸先輩議員の皆様、そしてむつ市民の思いをこれまでの3人の社長の方には完全に裏切られてきました。私の顔も三度ということわざもありますことです。高橋社長には、むつ市のこの期待を絶対に裏切ることがないように、事業再開に向けてのかじ取りをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 私からは、金属キャスクの健全性についてお聞きいたします。

2回目の設工認申請では、天井のクレーン、それを強化するものです。そして、強化したとしても、その天井クレーンが金属キャスクへ落下する可能性はあるのか。また、天井クレーン以外で貯蔵建屋内での金属キャスクに衝撃を与える事象が想定されているのかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 青木技術安全部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社取締役技術安全部長 青木 裕） ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

金属キャスクのクレーン強化をする上で金属キャスクに落下するような事象があるのかというお尋ねだと思います。私ども先ほど来ちょっとご説明しました津波の話で結構審査が長く時間がかかっておりましてけれども、仮想的な大規模津波、それがうちの貯蔵建屋に来たときに、その建屋が損壊する、損傷することを前提としておりますので、その中にクレーンがございまして、その際にはクレーンが落ちるということは想定しております。したがって、そういったものが落ちてきても金属キャスクはもつのかといったことを想定して、今僕らは安全を確保しているところでございます。

○委員長（富岡幸夫） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 分かりました。しかしながら、衝撃を受けた場合、例えばどの程度の力で金属キャスクは損傷するのか、またもし損傷するのであれば、放射能が漏れ出す危険な状態にならないのか、この2点をお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 青木技術安全部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社取締役技術安全部長 青木 裕） ただいまのお尋ねにお答えします。

私どもは、今の津波の力で建屋が壊れても金属キャスクは壊れない、蓋が開くようなことはないというような評価はしております。ただ、さらに保守的に想定をしまして、仮に蓋が少しずれたりするようなことも想定しまして、

それを踏まえて影響があるのかといったことも想定して、結局安全性は確保できるといったような評価をしてございます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 今の答弁の部分では、しっかり安全性という部分は担保されているというふうに感じております。金属キャスクは東日本大震災の地震や津波を受けても健全性が保たれているという事実がございます。福島第一原子力発電所の事故以降、新規制基準という厳しい審査を通過して事業を開始することになりますけれども、原子力に対する市民の不安というものはなくなるわけではないのです。最後は、安全を管理していく皆さんの管理運営能力が求められることになります。常に市民の安全安心を守られることが重要になります。適切な施設管理をしっかりとよろしくお願いしたいと思いません。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） お願いします。

当むつ市議会では、令和元年9月定例会において議決いたしました青森県に対する核燃料物質等取扱税交付金の配分検討についてを意見書として提出いたしました。その当時の議長が私でありました。その後青森県は特段の立地市町村に配慮した対応もなく、非常に当議会は不満に思っているわけがございます。当市の課税自主権を尊重するのが県のあるべき姿と私は感じております。そうした背景を踏まえまして、青森県とリサイクル燃料貯蔵株式会社との関係をお聞きいたします。

御社は、当市の税条例に対する意見書の中で、青森県等の動向が見極められていることを論点としております。その理由として、担税力を上回る事態を回避すると。しかし、市側の説明のとおり、地方税法により過重負担になることは総務大臣の同意が得られないことなので、担税力を上回ることは、そのような事態は起こり得ないのであります。このことから、協議上の論点として、既に解消していると私は思っているわけなのですが、こうした理解でよろしいのでしょうか。しかし、論点がまだ解消していないというのであれば、地方税法上の規制との関係で論理的に理由を示してもらいたいと思いません。よろしくお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

青森県の動向につきましては、これ将来に向かって県のほうが課税しないということが、まだ今時点で確約されているわけではございませんので、当然現時点で青森県これからどうなるか、これは県のお話でございますので、私どもがどうこうしてほしいということではございませんけれども、そういった形のものが見極められないものですから、判断が難しいというところで申し上げているところでございます。

○委員長（富岡幸夫） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） ちょっと納得できないのですが、いいでしょう。当市の使用済燃料税について、今まで青森県から打診や、もしくは相談、市との協議に関して関与など、県とのやり取りがあったのかどうか。そして、あったのであればどのような内容のものかお知らせください。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

青森県に関しまして、まだ具体的に税金の話ですとか、今当社とむつ市との状況ですとか、それに関してどうだとかという、そういった具体的なご質問をいただいております。

○委員長（富岡幸夫） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） どうもありがとうございます。御社も十分ご承知だと思いますが、中間貯蔵施設を誘致したのは、あくまでも当むつ市でございます。青森県ではございません。むつ市がいろいろ議論して誘致したわけです。一方で、事業者とすれば、県と市との対応について優劣をつけるということはありません。青森県ではございません。むつ市がいろいろ議論して誘致したわけです。一方で、事業者とすれば、県と市との対応について優劣をつけるということはありません。その観点からいけば、現状青森県は課税表明すらしていないわけです。どうして県、県と言うのでしょうか。私は、その辺も分からないわけでございます。既に税条例も可決成立しているむつ市を、またむつ市議会を、その考えを尊重すべきと。御社は、県を尊重するのでなく、むつ市を尊重すべきだと思いますが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

決して県を尊重しているとか、そういうわけではございませんで、当然立地させていただいているのは、これむつ市でございますし、今課税の関係のご協議もむつ市とさせていただいておりますので、それには真摯に対応させていただいて、今財政需要の中身について一つ一つ確認のほうをさせていただ

だいているところでございます。

ただ、繰り返しになりますが、県のほうからまだ課税するともしないとも、何も申入れもされておられませんし、そのところ、私どもまだ何も具体的に聞いてはおりませんので、そこに関しては動向がまだ見極められていないという形でお答え申し上げているところでございます、決して県のほうを見てむつ市を見ていないということではございません。

○委員長（富岡幸夫） よろしいですか。発言あればどうぞ。

ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 私のほうからは、課税項目について質疑させていただきます。

昨年3月に当議会に提出された条例案に関する意見書の内容に関連してですが、3点目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること」の中で、使用済燃料の受入れに対する課税を導入することに合理的理由があるかを見極める必要があると記載されていますが、このことについて7月15日の特別委員会での市プロジェクトチームの説明では、御社の見解として、「参考とされた六ヶ所再処理事業には、受入れや貯蔵のほかにも再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されているものと理解。中間貯蔵事業には、再処理事業にある工程がない中で同額を課税する根拠は何か。課税の根拠として説明を受けている財政需要が使用済燃料の受入れ、貯蔵とは関係なく生じるものであるときに、使用済燃料の受入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、課税の合理性を説明することは困難と思われる」と示されております。

これに対し市プロジェクトチームは、「受入れ行為、貯蔵行為を課税客体とすることについて、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としております。中間貯蔵事業の安全性が極めて高いものだとしても、原子力関連事業という性質から、受入れ行為、貯蔵行為双方に対して、地域が万が一の事故の危険を負担しており、そのことへの理解と協力を得るために、新税を通じて防災安全、民生安定、なりわい安定、共生対策を実施するという前提に基づいた財政需要である」と説明されています。このことに関しては、ここにいる全委員、そして出席されている理事者側の共通の理解であり、ここの場にいる方々全て、論点としては解消していると思っております。

そうした中でお尋ねいたします。「六ヶ所再処理事業には、受入れや貯蔵のほかにも再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されている」とは何を根拠としてRFS社さんはおっしゃっているのか。

また、まだ現段階で稼働もしていない再処理工場を受入れ、貯蔵への課税が再処理事業全体への課税だということは、何を根拠にそう言っているのかお答え願います。あわせて、「財政需要が受入れ、貯蔵と関係なく生じるものであるとき、課税の合理性を説明することは困難」と言っていますが、全国では既に使用済燃料税を運用している他自治体では、当市と同様に防災安全、民生安定、なりわい安定、共生対策の実施を財政需要としている例がある以上、当市だけ受入れ、貯蔵と関係なく生じることはあり得ないと思いますが、これに対する見解をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松下企画総務部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社常務取締役企画総務部長 松下正光）  
ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

かなりちょっと詳細なお話でございました。この場合は、大変申し訳ございませんが、市ご当局との協議の内容を具体的にどういう状況にあるかということをご報告するのであると認識しております。したがって、今委員の方がおっしゃった見解に対して我々がお答えするというよりは、今市ご当局とどういうお話をさせていただいているかということをご報告させていただきたいと思っております。

まず、課税項目につきましては、弊社は中間貯蔵という貯蔵事業をまさに行う会社でございますので、課税項目は貯蔵のみとしていただきたいということはお伝えをしておりますところですが、ただ先ほどの資料でも申し上げているとおり、この課税項目につきましても、やはり担税力と最終的には密接に結びつくものであります。また、受入れについても、もう条例案として可決されているという事実も我々も認識しておりますので、ただやはり繰り返しになりますけれども、担税力の議論と併せた形で財政需要と課税科目についても協議を引き続きお願いさせていただきたいということをお願いをしているところでございます。

また、委員の最後のお尋ねで、他の自治体というお話がございました。こちらにつきましても、我々むつ市にお世話になっている会社としましては、やはりこのむつ市にある中間貯蔵として財政需要等々を確認した上で、担税力の議論と絡めて、最終的には税率、税額の根拠としての財政需要の確認をしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） そうはいつでも、この課税項目の部分に関しては、非常に新税の部分の中でも重要な部分というか、骨格を示すところであり、今お

っしゃったとおりに、その中身は現在協議中なので答えられないというお話でしたけれども、意見書の中で六ヶ所再処理工場を出している以上、どういった根拠でどう考えているのかはお答えいただきたいと思うのですが、再度お尋ねいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松下企画総務部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社常務取締役企画総務部長 松下正光）  
重ねて誠に恐縮でございますけれども、今まさに協議中の内容でございますので、申し訳ございませんけれども、特に今、本当に申し訳ございませんが、担税力の議論もこれからということでございますし、今財政需要について中心にやっておりますので、そこは何とぞご理解いただきたいと思っております。申し訳ございません。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） ちょっと理解できないのですけれども、結局六ヶ所の場合も今現在正式稼働していない段階で受入れと貯蔵をしているという、基本的にそういう段階だと思います。六ヶ所の再処理工場と再処理事業があるにしても、受入れと貯蔵以外にどの部分で課税しているのかというのが全く見えていないのです。再処理する中でどの工程にかけているのか。これ多分行政側もかけづらいと思うのです。完全に再処理したものに対して課税するというのであれば理解できるのですけれども、今現在事業もしていない段階で全体に課税していると考えられているというのは、少し論点として論理的ではないのかなと思うのですけれども、もう一度お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松下企画総務部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社常務取締役企画総務部長 松下正光）  
本当に重ねて申し訳ございませんけれども、そこも我々としましては、そういったご意見も踏まえて今後協議をさせていただきます。現状は、本当に申し訳ございませんけれども、協議、まだ細部に至っておりませんので、今後の協議もありますので、ご回答につきましては、ここで、この辺りで控えさせていただきますと存じます。申し訳ございません。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 先ほどもありましたけれども、協議開始してから1年半、昨年10月に一定の同意は得たことで、市長のほうも、そして我々議会のほうも一定の前進があるというふうなコメントもさせていただいています。しかし、現状の内容、4項目に関しても、そういった同意を得る前と後で全然進んでいないように感じるのです。表面上は同意したというふうに受け取れますけれども、中身は全く進展がない、ただ先送りにしているだけ。論点も全

然同意前と解消しているようには全く感じられないのですけれども、どう進んで、どのような進展があったとRFS社さんは考えているのか、お聞きします。

○委員長（富岡幸夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

○委員長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続けます。松下企画総務部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社常務取締役企画総務部長 松下正光）

ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず、昨年10月に、先ほど高橋も申し上げましたとおり、3月に市議会に提出させていただきました意見書に記載した4点、これにつきまして、判断できる状況になれば、地元の事業者としての責務を果たしていきたいと考えており、安全協定の協議までに判断、合意することを目標に取り組んでまいりたいと、これ昨年の10月にも申し上げてございます。また、4月26日には、先ほど申し上げましたとおり、東京電力からの具体的な計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきたいというふうに申し上げておりました。現状そこで、主にこの内容は担税力に関わる内容ですので、それ以外の財政需要について、先ほど私申し上げましたとおり、弊社としましてお互いに共通の認識が持てるような形で、具体的な起因性についてお互いに共通の認識が持てるように、そういった姿勢で協議をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 今日頂いた資料の最後に、「主な地域活動」というのがあるのですけれども、リサイクル燃料貯蔵株式会社さん、会社ができる前から、本当に地域活動をしていらっしゃると思います。私も某団体で、社員の方と同じ活動をさせていただいたりして、本当に地域の方々も感謝していると思います。社長のほうからも、地域とともにあるというか、理解されながら今後進めていきたいというお話でしたけれども、そういった面では本当に浸透しているというか、信頼を現時点では既に勝ち取っているのではないかなと思います。

ただ、この新税の検討、協議の経過なり、また繰り返される事業開始の延期というのですか、というのが、本当にこれまで取り組んできた活動で得た

信頼が少し揺らいできている部分もあるのではないかなと感じるのです。でするので、ぜひ、こういった事業開始は規制委員会の経緯もいろいろありますので、仕方ない部分もあると思うのですけれども、この新税の部分に関しては、しっかりと論点をずらすことなく真摯に市と協議していただいて、目に見える形で前に進めていただきたいと思うのです。社長も交代されたことで、ぜひともそういった形を示していただきたいと思うのですけれども、今後こういった議論を市と協議していく中で、高橋新社長のほうはどのように考えているのか、どのように進めていきたいのか、またいつまで進めていきたいのか等、将来の展望を最後にお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） ご質問ありがとうございます。弊社の、一番最後に参考でつけさせていただきましたけれども、事業開始に至らなくて大変ご迷惑をおかけしているのですが、そういった中で極力地元のことでお役に立てればと思って、いろんな活動をご一緒に参加させていただいております。先ほどもお尋ねがございましたけれども、社長替わって4人目ということで、歴代社長もそれぞれ事業開始に向け努力したのですけれども、残念ながらそれに至らないということで、何回も何回も繰り返し延期していることに関しては、私も大変申し訳なく思っております。

ただ、確かに震災の後、国として原子力に対する規制基準、これがかなり厳しくなると、これは事実でございます。やはり安全にかなり力を置いているということで、弊社としてもまずはスケジュールありきというよりも、やはり安全対策第一でという形で審査のほうもお受けして、工事のほうも進めていると。そういう状況の中で、これも繰り返しになりますが、少しずつですが、前進をしております。今年8月には、第1回の設工認、認可を受けまして、今安全対策工事のまさに地下タンクの土木工事のほうを進めているところでございます。こういった形で目に見えて工事のほうも進んでいる感が出ますと、社員のほうもそれなりに進んでいるなということで、その辺でモチベーションも保たれているのかなというふうには考えてございます。

税金についても、これ前任の坂本も決してお支払いするのが嫌だと申し上げているのではなくて、今お示しいただいている税率だと、かなりこれ高額になるのかなということで、私どもの事業が立ち行かなくなる。こうすると、非常にそれは困ったことになりますので、その辺の事業計画、東京電力からまだ事業計画が示されていないものですから、その辺を踏まえた上で、改めて具体的な、数字的なものはご協議させていただければなというふうにご

ているところでございます。

ただ、その前段として、今具体的な財政需要ですね、これも資料にございますけれども、今回の税金、当然お支払いするのは実質当社だけでございますので、そういった意味で、できれば当社とすれば、当社の事業が起因して新しくご負担をかけるようなものに関しては、これはお支払いするのは当然でございますし、そういった中でそれぞれ挙げられたものがどの程度当社と関わりがあるのかなというところを今市当局の方にご質問させていただいて、その確認をさせていただいたところでございます。ですから、そういった意味で、今後とも事業開始に向けて着実に進めていくというところと、あとは安全協定の協議までには、そういった形の税金の話についても一定の決着をつけたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 御社の資料に基づいて、ちょっとお話をお聞きいたしますけれども。

先ほどから高橋社長のほうからは、財政需要という形が盛んに出てきます。財政需要を聞きながら、では担税力を示すというような話もちよっとおかしな話ではないかなと、このように考えるところでありますが、おたくのほうの資料の15ページの中に、去年の3月、市長と佐々木副議長、そして私と3人で御社に税条例可決の報告に伺った際に、前坂本社長のほうから、この税率では事業が立ち行かなくなるというふうなお話がありました。その中で、できれば減免の協議をさせていただきたいというふうに話があったわけでございますけれども、普通立ち行かなくなるという話、普通の会社、事業であれば、もう全ての計画ができて、そういう税金、そういう需要があると立ち行かなくなる、普通はそう考えるのが妥当だと思うのですが、もう既にそのときから、そういう収支計画ができていたのではないかなと、私たちはそう思っていました。そうしたら、いまだにそういう形の中で、担税力とか、収支金額案すら示されておりません。立ち行かなくなると言ったからには、私さっきも言ったとおり、そういう収支計算、赤字になる、いろいろなシミュレーションができて、そう発言が出たと思っておりますが、坂本社長ではないですけれども、そういう根拠をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

当時坂本がそういった発言したというのは、私は引き継いでございます。そのときに既に事業計画ができていたのではないかというようなお話ござい

ましたけれども、これ具体的に、繰り返しになりますけれども、現時点でも東京電力のほうから具体的な搬入計画、示されておりませんので、収支計画というものはまだ当社の中でできていないのは、これ現状でございます。

ただ、私が思うに、弊社をご承知のとおり、資本金30億円で設立された会社でございます。それに基づいて今その他もろもろ借入れ等を行って、建設工事のほうを進めて、今建屋なんかを造ってございます。今回条例案でお示された税額、受入れがたしか1万9,400円の、年率が貯蔵で年1,300円ですか、キロ当たり、ということでございますので、それ単純に掛け合わせると、多分何十億円、受入れだと何百億円になるのですか。そういった金額に対して、今の当社の置かれている資本金の状況ですとか、それを見て、それだけのものがどんと来た場合にはなかなか立ち行かなくなると、そういった形で申したのかなというふうに、ちょっとこれあくまでも推測でございますけれども、そういうことが考えられるのかなと。

繰り返しになりますけれども、まだちょっと具体的な東京電力から搬入計画示されておりませんので、事業計画自体立っていないというのは、これ正直なところでございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） まだ東京電力のほうからそういう内容が示されていないというお話でございましたけれども、今年の4月26日に、東京電力と御社で市長に報告に来た際に坂本前社長から、リサイクル燃料備蓄センターの事業開始時期、発電所の再稼働等の見通しなども踏まえて、東京電力から具体的な計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきますというお話をされております。事業開始時期については、地域の人には示しておりませんが、皆さんが精査した結果、中間貯蔵施設は2023年度ということで示しております。発電所の再稼働等の見通しについては、東京電力が今年の7月に第四次総合特別事業計画で、柏崎刈羽7号機を2022年度に、6号機を2024年度に再稼働した場合の収支の見通しを示しております。つまり東京電力の具体的な計画は既に示されており、御社としては具体的な負担可能な税率、または現状の税率からどのぐらいまで減額が必要なのか、市当局には示せるはずだと、このように思っておりますけれども、そういう思いで、どうしてそれがいまだに示せないのか、何が障害なのか、もう一度、再度お聞きいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

東京電力の今回示された総合特別事業計画、これにつきましても、あくまでもある一定の仮定の下に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働、それを想定しているという形のことを私聞いてございます。これ確定ということではございませんということだと思っております。そういった中で、何回も繰り返になりますけれども、東京電力からは具体的な搬入計画ですとか、そういったものが当社に対してまだ通知されていないというところでございます。これは、総合特別事業計画あるなしにかかわらず、そういった形で具体的に示されていないというのは、これ事実でございますので、そういった意味でまだ当社自体の事業計画も具体的に進められていないと、それが現状でございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） どうしても現状では、担税力等示すのが難しいということでございますけれども、市としてはこの経営上の根拠さえ、そういう形で示していただければ、減免には当然応ずるものだと私は認識しております。過重負担には絶対ならないと、このように考えておりますけれども。そういうお互いに共通理解を持っていただいて、その上で御社が考える妥当な税率というものが、もう既に御社の中で、社長、あると思いますよ。恐らく考えていると思います。そういうのを早くやはり案を示していただきたいと。

いろいろ難しいのでしょうけれども、やはりお互いに信頼関係、そしてここまで来て、市としてはもう地元企業として本当に一緒に進んでいこうという思いが強いRFS社でございますので、どうかそういう思いを酌んでいただいて、一緒に前に進んでいくためには期限を決めて、そういうのを示していただければと、このように思います。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ここで2時50分まで暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時50分 再開

○委員長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 私のほうからは、貯蔵後の搬出先についてお伺いいたします。

中間貯蔵施設は、使用済燃料を再処理するまでの間、一時貯蔵する施設であり、その搬出先は再処理工場になるものと認識しております。貯蔵期間の50年後に搬出先の再処理工場が何らかの理由により搬出先とならない場合、

どのように対処する計画となっているのか、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

弊社、東京電力及び日本原子力発電の使用済燃料を貯蔵するということを事業に行っております。貯蔵後、また東京電力及び日本原子力発電に引き渡して、その両者が適切に処分するというふうに聞いております。今ご質問ありました50年、こちらにつきましては、当然立地協定のときに当時の東京電力及び日本原子力発電の社長がむつ市様、あと青森県とともに、これお約束した事項でございますので、決して50年を過ぎてもここに貯蔵するというのではなく、40年をめどに搬出先を決めていくと。ここはもうお約束していることでございますので、それは確実に守っていきたいと、そのように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） ただいまご答弁いただきましたように、再処理工場に搬出できないとなると、それぞれの発電所の敷地に戻ると考えるのが普通だと思います。発電所のある地域が受入れを認めないなど、行き先がないことを理由にむつ市に置いておくのは協定違反となりますが、協定違反となることは決して起こらないと断言できるのか、その点について再度お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

立地協定のときの50年というのは、これ必ず守るべきものだというふうに考えてございますし、現時点では東京電力あるいは日本原子力発電のほうで適切に処理するというふうに私のほうは確信してございます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） ありがとうございます。中間貯蔵事業については、貯蔵期間終了後に本当に搬出されるのかということが常に焦点となるので、お尋ねをさせていただいたところであります。

また、近々策定される国の第6次エネルギー基本計画案においても、将来の再処理工場がどうなるのかということは全く触れられておりません。RFS社は、東京電力、そして日本原子力発電に使用済燃料を返還することで役目は終えるようではありますが、現時点で最終的な搬出先が明確になっていないことを市民の皆様は大変不安に思っております。この搬出先が明確になっ

ていないことについて、どのように思っているのか、最後にお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 本来であれば、本来というか、原則というか、理想であれば搬出先が決まっているというのが、これが一番いいと思うのですけれども、立地協定時からお約束しているとおおり、40年目までに具体的な搬出先は決めさせていただくということでお約束させていただいていますので、それまでには必ず具体的にどこに搬出するかということを決めるというふうに私のほうは認識してございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） 昨年3月、当議会に提出されました条例案の意見書、論点の2、財政需要についてお尋ねをいたします。「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること」では、「中間貯蔵事業の遂行に起因するものと理解できないものもございませぬ」という記述があります。また、「新税は法定外目的税と」すべきという記述もあります。このことにつきまして私は、市の財政需要について、事業者が何か言う立場にはないはずであり、まして税目につきましては市の決定事項と理解をしています。そして、市の財政需要は、市民一人一人の希望と夢そのものでございませぬ。どのような意図で、市に対し執拗に事業査定をするような質問を繰り返してきたのでしょうか。

また、起因するものと理解できないものとは、どのような性質のものなのでしょうか。協議の詳細を明らかにできないことは承知をしておりますが、これは市議会への意見書であります。私たちは、市議会議員としてきちんと理解をしなければなりません。ご説明をお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

資料にも記載させていただいておりますとおおり、普通税というのは当然用途の目的を示さないで使われる税金というのは、これは私どもも十分承知してございます。ただ一方で、今回の使用済燃料税、これ実質的に納税者は当社1社でございませぬ。そういった関係で、当社だけにかかる税金につきましては、逆に当社とすればどういった形の使われ道をするのかなというところをまさに知りたいところでございますし、できれば当社事業に起因して市の財政が増えるようなところに重点的にこれはまた使っていただきたいという

ふうを考えているわけでございます。

そういった意味で、市のほうからお示しされた事業について、具体的に中身のほうをお伺いして、同じ事業であっても濃淡と言っては失礼なのですが、これは当然当社の事業によって関わりあるところだとか、これはあまりそれほど関係ないのかなというようなところもあるものですから、その辺を同じ事業についてもその関わり方がどうなのだろうと、それについて一律の負担をすべきなのかどうなのかというところについて、まだちょっと当社としても判断つきかねているところもございますので、その辺市当局のほうに確認させていただいていると、そういうところでございます。

○委員長（富岡幸夫） 鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） 再度お伺いをいたします。

これまで財政需要の内容を理解するため、市当局が長い時間をかけて協議をしてきたと認識をしております。その内容は、市側が全国の先行自治体を視察して、既に同様の財政需要を基に課税している前例があることを認識し、確認しているものでございます。

また、この意見書では、暗に税目を法定外目的税にすることを求めているように、これまでの協議の中では感じてきた一人でございます。例えば子供の医療費の無償化など、市民生活に直結し、市民の暮らしの安定に寄与する事業や社会的弱者を助ける様々な福祉関連事業など、中間貯蔵事業に関係ないとして御社が切り捨てるのであれば、これまで中間貯蔵事業に協力してきたむつ市民に対し、これほど苛酷な行為はないと、私はそのように思っているところでございます。法定外普通税とするか、法定外目的税とするかは、課税自主権を有するむつ市の専権事項でございます。納税義務者側がそこに介入する余地はないものと理解しておりますが、ご見解をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

おっしゃるとおり、法定外普通税ということでございますので、そこに関して事業者がどうこうというのは、これ原則的なことではないと思っておりますけれども、あくまでも今現行当社の立場としますと、具体的にどんなことに財政需要ということで、その中身を1つずつ確認させていただいていると、そういう認識でございます。それが1年半にわたって長い時間かかっているところでございますけれども、そういった形で一つ一つちょっと丁寧にお伺いをさせていただいていると、そういう認識でございます。

○委員長（富岡幸夫） 鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） ただいま社長さんのほうからも長い時間というご指摘をいただいたところでございますが、これまで財政需要の確認や課税項目の考え方の理解に本当に長い時間をかけていること、これ自体異常ではないかと考えている一人です。地元企業、そして地元事業者としてむつ市を理解し、納税を通じ責務を果たそうとされているのか疑問を感じます。地元住民の理解と協力を得て、この事業を開始しようとしているのであれば、地域と向き合い、お互いが歩み寄れる協議の進め方をさせていただきたいと強く要望を申し上げて終わります。お願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 私からは、総務省との協議に関して2点お尋ねいたします。

1点目、総務省発出の通達、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」、平成15年の総税企第179号によれば、法定外税の検討に際しての留意事項で、「特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること」とされております。これに対し市側の説明は、1年半に及び30回を超える協議を尽くしたものと、いろいろ皆さんの説明にもあって、質疑にもありましたけれども、それを考えておりますが、ここで協議をしてもまだなお理解に至っていないともし言うのであれば、これはもう理解しようとしなやか、理解することを目指していないというふうに勘ぐるわけです、考えざるを得ないと私は思います。

そこで、新税について理解に至っていない点は何なのか、これがまず1点です。

2点目、担税力は減免できることから、過重とはなり得ず、財政需要や課税項目の議論はほぼ収束の見込みであります。県の動向も総務大臣同意要件により懸念する必要はないと、論点はほぼ解消していると認識しております。また、ほぼ論点が解消していることから、市側では年明けをめどに総務省協議に入るということを表明しております。御社もこれについて受け入れるべきものと考えますけれども、改めてそのことについて見解をお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

総務省の協議のほうの、今の税金のほうですね、それにつきまして、私ど

ものほうで今、先ほどもお話出ましたように、財政需要のところ、残りのところの質問を出させていただいて、それに対する回答をこれからいただくような状況でございます。あと、そういったところで、論点4つあるのですが、一番はやはり担税力というところで、これ繰り返しになりますが、東京電力のほうから事業計画示されておられませんので、その具体的な減免協議を行うにしても、幾らにするのかということがまだちょっと見極められていない状況でございます。そういった意味で、しばらくそこの担税力の協議についてはちょっとお待ちいただきたいというふうをお願いしたところでございます。

また、来年1月に総務省協議持ち込まれるということ、市長が表明されたというのは、これ伺っております。ただ、これに関して私どものほうとして、それを待ってくれとか、そういった形のものと言える立場ではございませんので、これに関しては申し上げられませんが、ただそうした場合もなかなか当社とすると、今申し上げたとおり、具体的な減免額をどうしたらいいかと。ここは、担税力の話につきましても、まだ具体的な数値を持ち合わせておりませんので、そこに関しては継続してご協議させていただきたいというふうを考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今社長さんのご説明では、総務省協議はまだ受け入れられないという見解でしょうか。それとも、むつ市がやる分についてはやぶさかではないというふうなご見解なのでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 今の段階で、具体的に、では減免額を幾らにしてくださいというような形の判断がまだできる状況ではございません。ですから、その時点で、市当局様のほうで総務省協議持ち込まれるというのであれば、それは当社のほうとして、やめてくれとか、そういったことを言える立場ではございませんので、その税額については継続協議のほうをさせていただきたいというふうを考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今社長さんのご答弁で、むつ市が総務省協議を行うということについてはやぶさかではないというように私は受け取りましたけれども。それで、地元企業である御社の協力なくして、これからもむつ市の発展はないと、今ここにいる議員全て思っているわけです。それで、新税実現は現地進行の重要な要素でありますので、総務大臣同意取得に向け、今後も

一体となって進んでいただきたいと要望します。

それで、この新税に関して、課税自主権を行使するということにつきましては、やっぱり総務省の協議はスタートラインなのです。ですから、このことについてお互いに理解し合って、少なくとも前に進まなければいけないのです。今の状況を見ますと、三十何回も協議しながらで、何か同じところを行ったり来たりしているような、そういう感じもしますので、やっぱり新税行使、新税をやるための総務省の協議というのはスタートラインですから、ここは一回御社のほうもそういう理解していただいて、分かりましたというようなご回答を私は今いただいた、私勝手に思ったのかどうか知りませんが、そういう感じでおりますので。

それで、今の地球温暖化とか、少資源国日本にとっては、この基幹エネルギーとしての原子力発電は重要な立ち位置にあるのです。ですから、原子力サイクルの一環を占める中間貯蔵施設の一日も早い運用開始を目指して、今足踏みをする事なく前に進んでもらいたいというように思います。このことについて、社長、もう一度。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

税の総務省協議に関しては、これは繰り返しになりますが、これ出す出さないというのは市当局のご判断になるかと思っておりますので、それを事業者の立場として、それは駄目だ、いいのだと申し上げる立場にはないということは、それは先ほどご説明したところでございます。ただ、当社とすると、今現在、では来年の1月までに具体的な減免の率、額についてご提示できるかということ、まだそこは東京電力のほうから具体的な計画示されておられませんので、そこについては具体的にご協議できる状況ではないので、ちょっとお待ちいただきたいと、そういうふうに申しているところでございます。

それから、原子力の利用に関しては、まさに委員おっしゃるとおりで、地球温暖化の中で、今自然エネルギーが注目されていますけれども、資源の乏しい日本で一つ自然エネルギーだけに頼るというのも非常に危ういところでございます。発電の波がございまして、バックアップで火力というのも当然必要ですし、ベースロードとしての原子力というのも必要でございます。そういった中で、弊社が果たす役割というのは使用済燃料を再処理するまでの間保管するという事、時間的な裕度というのですか、そういった柔軟性を与えるものだというふうに考えてございまして、核燃料サイクルではぜひとも必要な施設だというふうに認識してございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 高橋社長さんからも総務省協議については市の判断ですというような言質だと思います。それで、むつ市も1月になったらやりましょうという話になっていますので、市長にはぜひこの件も含めて、もう1月になったら総務省協議に進んで、一步前に進んでいただきたいというように要望しておきます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 待っていました。るる皆さんの話を聞かせていただきましたし、またるる考えるところがございました。経営というのは、高橋社長、いろいろなパターンがあろうかと思いますが、目標を決めてから下がってくるやつと、積み上げていくやつとかるるあるような、どっちが正しいのか、それは僕は分かりませんが、今までの特別委員会でいろんな協議をさせていただいてきました。また、本日もその一つですが、何十回と協議を重ねてもいつも答えが出ないと。ほぼ私、議論は出尽くしているような感じを受けております。しかし、合意に至らないと。R F S社に議論を収束させる、協議を進める姿勢があるのかというのが、大変申し訳ないのですけれども、いささか疑問に感じられます。皆さん誠意を持って協議するですとか、いたずらに時間をかけないとかおっしゃいますけれども、到底少なくとも私はそうは思っておれません。

さっき18ページのほうで説明もありましたが、この税の実質的負担は親会社であると思っておりました。しかし、18ページの御社の説明の中で、中間貯蔵の収益で担税力が判断されると述べられました。私は、大変申し訳ないのですけれども、到底そうは思っておれません。もしそうだとすれば、もっと早く答えが出るのではないかと、御社が決めたとすれば。私、そこには、大変申し訳ないのですけれども、申し訳ないばかり言って、俺はあまり申し訳なくないのですけれども、親会社の意向が強く働いているような気がします。これ私だけではないと思うのですけれども、その点は、繰り返しますが、いかがでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

中間貯蔵事業、あくまでも当社が行う事業ですので、それに関する判断というのは当社のほうで行うということでございます。先ほど、すみません、総務省協議のところ、ちょっと若干訂正のほうをさせていただきますけれ

ども、減免の率のことだけ言いましたけれども、当社とすると、出してあるここの説明資料でも書いてあるとおり、4項目ですね、そこについて判断できるような状況になったら、納税者としての義務を果たしてまいりたいというところなものですから、そこを当社としてまだ判断できるような状況ではないということで、お答えのほうをさせていただいているところでございます。決して親会社がどうのと……当然親会社でございまして、株主でございまして、そのこのところの意向というのはありますけれども、事業者としての当社は、このむつ市場で営業しているわけですから、最終的な判断は当社のほうでさせていただいています。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 現場に立ち会った大瀧議長のお話等々、先ほど伺ったりなんかしていますけれども、最初に取りかかったのが2005年、そして社屋ができたのが2013年ですか、その間に、私はちょっと経営者というオーナーになったことないですから、詳しく会社のことは分かりませんが、この間、動いている間でも、これは給料とか起因は発生しているわけですね。動かなければ動かないだけに出る。先ほど借入れ起こして云々とお話がありましたけれども、これだけ長くもつということは本当に御社だけの力なのかと、申し訳ないのですけれども。当然何らかの協力や助けがあってこそ進んでいくのではないかと私は考えております。

また、いろんなお話の中で県がどうのこうのと、県の動向を見極めてと。県の動向、大して気にしなくていいと思います、県は何もしていないのですから。別段動向なんて、そんな立派なことを考えなくてもいいと思います。まずは、むつ市のことを考えていただいて、早く協議をしていただくと。そんな難しいことではないと、思うのですけれども、高橋社長、いかがでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） これ繰り返しになりますけれども、本当に私どもとすると、意見書で述べさせていただいた4点、こちら判断できるような状況になったらお支払いさせていただくというところで、そのこの時期的なものにつきましても安全協定の協議が始まるまでということで、目標のほうは立てさせていただいておりますので、そこまでは協議のほうを進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 申し訳ありません。私は、テンポよく進まなければ気が

済まないほうで、これは市長も同じで、どちらかというとなんかよく進めて  
いただきたいタイプなものですから。

大変申し訳ないのですけれども、もうR F S社という会社そのものに、僕  
は決定権があるのかなのか、本当になんか不信なのです。どうでしょう。  
東京電力さんと、筋をたがえてはいけないというのは重々承知しています。  
これは、やはりどうしたって筋というのがありますから。ただ、そっちな  
ほうが話が早いような気がしますけれども、もしそういう場合だったら、社長、  
どうでしょう。答えにくいかもしれませんが、よろしくお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 当社、  
一応会社組織でございますので、社外取締役として東京電力あるいは日本原  
子力発電役員も入っております。ただ、残り役員、こちら4名そろってい  
ますけれども、圧倒的に当社の役員で過半を占めているところでございま  
すので、最終決定権というのは当社にあるというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。私も同じような繰り返しになりますが、  
委員長、これから議会のほうとしてもそのような、ちょっと飛び越すかもし  
れませんが、東京電力さんのお話等々、またこちらからアポを取ってみて、  
どういうものができるかということを考えさせていただいて、またもんでい  
ただくようお願いして、私の質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫） その件につきましては、以後の委員会で検討してまい  
りたいと、このように思います。

ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 先ほどの鎌田委員とも重複になりますけれども、まず  
私、これだけは言いたいと思ひまして。

財政需要について、前回の特別委員会でも述べましたのですけれども、論  
点の2、細かく書いてあることは言いませんけれども、担税力の議論は別と  
して、普通税として御社からむつ市がいただくと、それを何に使おうと、全  
て地域住民の福利厚生、そういった形の要するに事業に充てるわけです。私  
言いたいのは、恐らくこれが今の中間貯蔵事業の誘致決定の原点だと思ひ  
ます。それをあれこれ、あれこれ制限するような形での今の財政需要の議  
論というのは、何か常に私腑に落ちなくいつも聞いているのですけれども、  
市側からそういった形で説明受けるのですけれども、その点について、社  
長、どうお考えになるか伺ひます。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、当然法定外普通税ということで、これは目的関係なくというのは、これは承知しているところなのですが、今回納税者、当社1社でございますので、そのこの当社の税金の使われ方、どういったものにお使いになるのかということについて、各事業について一つ一つちょっと丁寧に確認のほうをさせていただいていると、そういう認識でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） くどくどは申しませんが、要するに誘致の原点というのはここなわけですが、地域住民のためにと、そのために使うというふうな税でありますから、あまりくどくどその内容にとやかく言うべきではないと私は思って、鎌田委員とも同じことでもありますけれども。

若干質疑のほうを変えます。今回また事業開始時期が2年間ほど延期となり、最初の金属キャスクの搬入が2023年、一応先ほど社長の説明ではめどという形で計画となったわけではありますが、その2023年度に搬入されるキャスク1基は柏崎刈羽原子力発電所からという認識でよいのか、その点について伺います。

○委員長（富岡幸夫） 青木技術安全部長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社取締役技術安全部長 青木 裕） ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

2023年度、先ほど見込みということで、私もこれから保安規程の認可を踏まえまして、事業開始時期を見極めてまいりたいと思っています。この時点において、このキャスクがどこのということは今後の協議事項ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今説明の中で今後の協議事項という、我々市側からそういった説明を受けていますか。

（「そのような可能性があるみたい感じだ」の声あり）

○委員（佐々木隆徳） いや、今の説明だと、ちょっと私らの受けている認識とは全然違うのですけれども。柏崎刈羽原子力発電所からというふうな認識で我々は説明受けていますけれども、その点についてもう一回お願いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 東京電

カホールディングスと日本原子力発電と調整してこれから決定するという  
ことで、事業開始に際しての搬入元ですとか、搬入時期というのは現時点で明  
確に決まったものではございません。今ご指摘の東京電力ホールディングス  
からは、柏崎刈羽原子力発電所からは、将来的にはこれ搬出したいというふ  
うな形のもの聞いてございます。

○委員長（富岡幸夫） 確認のため、市長。

○市長（宮下宗一郎） 正直今の答え、相当私たち驚いているのですが、私た  
ちは繰り返し御社から、柏崎刈羽原子力発電所から1基目を受け入れるとい  
うふうな確認をしているところでございます。

○委員長（富岡幸夫） それに基づいて進めたいと思いますが、佐々木隆徳委  
員。

○委員（佐々木隆徳） という形で私ども議員は、議会ではそのような認識で、  
委員会では説明を受けていますけれども、改めてもう一回確認いたします。  
同様のお尋ねです。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） すみま  
せん。今市長からもご指摘ありましたので、正確を期すため、ちょっと再度  
確認させていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時22分 再開

○委員長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 今のお  
尋ね、最初のところ、そこはたしか4月26日、東京電力のほうと私どもで市  
長のところにお伺いして、その際にもお話出ているかと思えます。当事者、  
私そのとき社長ではございません。大変申し訳ございませんけれども、もう  
一度東京電力のほうに確認して、再度お答えのほうをさせていただきたいと  
思います。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） その点については、重々私どもとにかく同様の説明を  
ずっと受けてきましたので、その点確認していただきたいと思えます。

最後に、事業開始時期として最初に定めたのが2010年。それから、皆さん  
は事業開始時期を何度も何度も変更してきました。延び延びになってきたと

ころであります。福島第一原子力発電所の事故、その後の新規制基準など、状況の変化はもちろん十分理解も認識もしています。むつ市を住みよいまちにするために、先ほど言った誘致した原点がそこにあります。この事業が10年以上も事業開始できていないことは、何かしら私どもとすれば、事業者皆さんに大きな責任があると、そのように思っているところでもあります。その点についてどのような受け止め方をしているのか、お答え願います。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） 震災があったとはいえ、その後事業開始時期、これまで度々と延ばしておりまして、そのたびにむつ市民の皆さん、あるいはむつ市の皆様に対してご迷惑、ご心配をかけているということでは大変申し訳なく思っております。これも繰り返しになりますけれども、今設工認が下りて、安全対策工事もようやく始まっておるところでございます。遅まきながらではございますが、着実にそういった形で進捗のほうもしておりますので、今後も安全対策を万全に取って、事業開始に向けて取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 要望というよりも、延期がこれ以上繰り返されないことを強く強く求めて終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

（不規則発言あり）

○委員長（富岡幸夫） 暫時休憩します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時26分 再開

○委員長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐々木隆徳委員の質疑の確認を、これまで協議していたことについて、理事者側から確認をさせていただきます。市長。

○市長（宮下宗一郎） 正直1本目の使用済燃料がどこから来るのかということについて、RFS社が答えられないということについては驚きを覚えております。私たちがお伺いして、繰り返し議員の皆様にお伝えしているのは、既に柏崎刈羽原子力発電所の中で使用済燃料、キャスクに入れたものがあると。これを使用前検査として私たちのところに持ってくるというようなお話がありましたので、私たちとしてはこれが1本目だということの認識でおります。その事実間違いがあるとすれば、そのことは私たちに対してそうい

う説明を間違えた、あるいは誤った説明をしてきたのかということにつながりますので、こちらはしっかりとまず確認をしていただきたいというふうに考えてございます。

それから、今までのお話を聞かせていただいて、これは質問ではありません。今回の1本目のキャスクの話がもう究極ですけども、ご自身の事業なのに、本当に他人事のように、かつ中身のない答弁をされても、ここにいる皆さんは一人一人が市民の代表なのです。ですから、ここに来て何か踏み込んだ話をしない限り来ている意味ないのです、皆さん。それを強くやはり自覚していただいたほうが私はいいと思います。ですから、例えば新税の話についても、判断できる状況になれば、その状況をあなたたちがどう作り出すかが大事なのです。事業計画が決まれば、では事業計画を決めるために皆さん何をしていくのですか、そのことが大事なのです。県の動向が見極められれば、県の動向を見極めるために何をするのかということが大事なのです。それがまずは他人事と私は感じるところです。

また、中身についても、原田委員の税目の話にも、協議の過程だから答えられない。答えればいいではないですか、私たちもいるのですから、確認できるのですから、お互い。税率の大瀧委員のお話にも正面から答えない。同じことを繰り返しになります、繰り返しになります、繰り返しになることを聞く場ではないのです、ここは。さらに、財政需要の話も同じような話をしているわけではないのです。みんな思いがあってしていることに対して、繰り返しになります、繰り返しになります。そういうことをする場ではないということをもっとやっぱり自覚してほしいと思います。

それで、そうは言うものの、私たちは応援団なのです。それを忘れてはいけません、皆さん。東日本大震災があって、原発全部駄目だ、核燃料全部やめろという、そういう厳しい環境の中でもずっと支えてきたのがこのメンバーなのです。それをちゃんと分からないと駄目です、これ。だからここここに来たならば、一歩も二歩も踏み込んで前に進めて、そしてこの議場を去っていく。それがむつ市民の負託に応えることだと、それをしっかりとやっていたいただきたいというふうに思います。繰り返しになります、私たちは応援団ですから、しっかりと頑張っていたきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 何か今市長が私が発言するのをほとんど言ってしまったみたいな気がして、ちょっと。

まず、今日大きく2つの聞きたいことがあるのですけれども、1つ目、RFS社、御社が地元企業としての地域振興の在り方について質疑したいと思

います。

まず初めに、先ほど高橋社長が冒頭で、当時立地した地域の思いを感じているという発言がありました。高橋社長は、前社の東京電力の中で、立地とか、誘致とか、そういう原子力関連施設の立地と誘致に関わったことはありますか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

私は、東京電力の中では原子力立地という意味で関わった経験はございません。ただ、私の仕事の大半の中は、用地という業務でございます。これは何かと申しますと、いわゆる変電所ですとか送電線、これをまさに立地させていただく。発電所ですとか、今回の面的なものと規模は違いますけれども、電力設備を地域に置かせていただくと、そのために大切な土地を買わせていただいたり、お借りすると、そういった仕事に携わってまいりました。そういう中で、地元の方のいろいろお声を聞いたり、またどうしたらその地域と調和した設備が造れるかと、そういったものに一応取り組んでまいりましたので、原子力の経験はございませんけれども、そういった意味では立地の皆様の思いですとか、そういったものは重々承知しているというふうに考えております。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 社長は、重々理解したと思うのですがけれども、私どもは全国初めて敷地外に中間貯蔵を造った地域です。国内で何か所もの自治体が手を挙げては、様々なことでできなかつた。そういう施設というのは理解できますよね。

そういう中で、私さっきからすごく心が折れそうになっているのです、社長の答弁で。平成11年度頃からこの立地の紛争が始まりまして、私のところに今まで恐らく100通ぐらいの手紙が来ているのです。それもほとんどが誹謗中傷の手紙です。当時まだ携帯電話がはやっていない時期なものですから、直接家庭の固定電話に電話来るのです。私が出ればいいのだけれども、家族が出た場合に、すごい発言をされて、家族も今で言えば鬱病みたいな形になったこともありました。それで、委員長が止めたのだけれども、私今回、その手紙をここで拝読して、理解をしていただきたいなと思ったのだけれども、委員長から許可が出ませんので、かなわないのですけれども。そのような形の中で私どもは、先ほど市長も言ったけれども、この地域を発展したくて、そういうことも耐えて、応援団なのです、私は。

ただ、今の発言、もう質問が飛ぶのけれども、何ですか、この18ページ。むつ市外に本社を置く別法人、これは東京電力のことですよ。だから、担税力とかそういうのは関係ないみたいな書き方している。では、この説明の中にも立地中からついていない。あなたたちは、東京電力がいつから工事して、いつに完成して、いつから操業開始して、3,000トン、2,000トン、そういう計画をあなたたち知っているのですか。分かっていたらお答えください。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

当初誘致したときには、2010年には事業を開始するというような形で、めどでお話をしたというふうに私のほうは認識してございます。ただ、それがちょっと延びてという言い方、語弊がありますけれども、その工事開始時期、2010年から若干遅れる中で東日本大震災を迎えてしまったということで、その当時建設も約半分は終わったところで一時中断になってしまったということでございます。その後、これ繰り返しになりますけれども、新規制基準の対応等で今まで延びてしまって、大変にご迷惑をおかけしていると、そのところについてはおわびをさせていただきたいと思えます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私も3.11の件については理解します。でも、皆さんの親会社が計画どおりにしたとすれば、もう10年以上たつのですよ、計画からいきますと。では、搬入計画でいきますと、私どもむつ市にどのくらいの核燃税、税金入ったのですか。分かっている範囲で教えてください。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

具体的な税額については、これまだ、この間市のほうで条例のほうを可決されましたけれども、私どもとして、あくまでもそれに基づいた試算の金額というふうに認識してございますが、具体的な金額について私どものほうから申し上げられません。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私どもは、市のほうから、当時皆さんのほうで搬入計画立てたと計算すれば、200億円も入っているのですよ。今さら担税力がないとか。そうすれば、そうだとすれば、まだ事業やっていないのに金もあるわけでもないし、理解するよ。でも、私どもは、立地のときにリサイクルさんと契約したのではないのです。東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社、

そこと契約しているのです。それが本当にここの地元ではないから、それは私は理解できないのです。東京電力さんが事業をやります。そして、運営するのはリサイクル、それは分かります。でも、今さら担税力、それおかしいですよ。

先ほど手紙読ませないということだったのだけれども、1か月ぐらい前、私とともに2011年頃から市民にバッシングされながらも、未来のむつ市、子供たちのために、そういうのがなければ人口減少もするし、このまちの発展が言えないと、そのような形で頑張ってきた人たちが病で亡くなったのです。私は、その手紙残しました。それを高橋社長たち、R F S社の皆さんに、東京電力にも、その手紙を読んで聞かせたい。社長冒頭で、地元が苦慮したことを20行ぐらいで言ったのだけれども、その辺の思いを感じたときに、社長がもう少し前向きな、そういう意味で考えがあって発言できたらお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

今委員のほうからお話ありましたとおり、立地当初の大変だったことですか、その中で市が二分するような議論の中で、ようやく当社を誘致いただいたということで、本当に大変な思いをされたというふうに今改めてお話をお伺いして感じているところでございます。そういった中で、本当にまだ事業開始に至らないという点については、申し訳なく思っております。

ただ、繰り返しになりますが、これ事業主体当社でございますし、当社のほうで昨年提出したとおり、4点についてまだ判断に至らないものですから、お待ちいただきたいということで、税金についてはご協議のほうを継続させていただいているところでございます。

また、それについて、安全協定の締結までには当社としても判断できるようにしていきたいと思っておりますので、そういった意味ではもうちょっとお時間のほうをいただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 税についても、市長は先ほど応援団と言いましたけれども、市長は、御社は地元企業であり、本当に市政発展のパートナーであると。そういうことから、徴税で苦しめるようなことはさせないと、本当にそういう思いは全然ないと、一緒にむつ市を発展させようということで減免も決めているし。そうであれば、今むつ市とこの税を決めて、原発とかいろんな稼働したら減免してもいいのではないですか。私は、本当にむつ市民に、少し

でもそういう形の中で返してもらいたい。だから、それはそのときで、時が来たら減免すればいいのではないですか。その辺どう思いますか。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えします。

先ほど市長からも応援団というふうにご発言がありまして、非常にありがたいと思っているところでございます。また、実際これ事業開始後に、具体的に搬入した後に税金というものはお支払いするというふうにも認識してございます。当然そこまでには、具体的な税額についてもご協議のほうは、もう決着しているとは思うのですけれども、現時点でまだ、繰り返しになりますが、弊社とすると、お示した4点について判断できる状況にないものから、いましばらくご協議のほうは継続させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 先ほど原田委員も話しました。R F S社の皆さんは、当時私が質疑したのですけれども、当時57人のR F S社の職員の中で4名しか地元に住所を置かなかった。地元企業でおかしいのではないかとということで、そういうことでその後、ほとんどの人が地元に住所を置いて、市税とか、そういうのをいろいろ協力してくれた。そういう意味も持って、恐らく市民も理解して応援していると思います。それもこれも、私どもむつ市の未来のために一緒にやっっていこうと、そういう思いがあると思うのです。だから、その辺を社長は、やっぱり親会社に対しても毅然と話しして、早めに税のことは決めてほしいなということで、まず地域振興の在り方については終わります。

次は、まだまだ厳しいのです。搬入計画と内容についてお伺いいたします。先ほど大変な発言があったのですけれども、私なりに質疑させていただきます。そもそも東京電力及び日本原子力発電の発電所で発生する使用済燃料は、総数でどのくらいあるのか、予定しているのか。そして、そのうちにむつ市に搬入予定のものは総数としてどうなるのか。まず、柏崎刈羽原子力発電所に東京電力のあれが7基あるのです。今そのうち2基しか稼働していないのです。そうであれば、そもそも発生量が減るのではないかなと私は思うのですけれども、そうした中で当市の御社が運営する施設、私は5,000トンと聞いていました。そのトン数が減る中で、その5,000トンは適正なのかどうか。また、3,000トンとかで、満たない量しか発生しないと私は思うのですけれども、その辺はどうなのですか、お伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、福島第一、第二、廃炉になりましたので、当時から状況が変わっていることは、これ事実でございます。東京電力のほうからもその辺のところ、たしか4月26日、市長のところご説明したときに、当面の搬入量については多少少なくなるかもしれないというふうなお話ししたというふうに記憶してございますけれども、ただ中間貯蔵の施設の毎年の搬入量というのは、これ年間の発生量だけでなく、今貯蔵されている量ですとか、これから柏崎刈羽原子力発電所の再稼働、そういったものを総合的に運営する中で決まっていくということと、あとは貯蔵施設、これ50年運用するものでございますので、そういった中で将来にわたって考えますと、この5,000トンというのは当然今の段階では必要だというふうに東京電力のほうからは聞いております。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、搬入計画は今の段階でどのようになっているのか。当市の施設は、当初は年間200トンから300トン程度を搬入するというので私は伺っています。現時点での搬入量はどの程度に考えているのか。もし想定していたらお答えください。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

現在想定 of 搬入量につきましては、申し訳ございませんけれども、具体的に東京電力のほうから聞いておりませんので、私のほうからちょっとお答えできません。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） その東京電力を出すたびに、私はむかっと来るのだけれども、やっぱりそれを常にリサイクル燃料貯蔵株式会社と東京電力ですり合わせしながら、私どもは市民に説明責任があるのです、また延びた、また延びたではなく。では、いつだったら私どもに恩恵があるのだということを市民から言われるのです。それで、では今の段階で、何トン両電力で発生して、何トンむつ市に持ってくるのか。これは、私どもも、おたくも事業の根幹に当たると思うので、御社がきちんと明示、示さない。むつ市及びむつ市民に対して明確に事業についての説明責任を本当に果たしていると言えるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今ここで、ではどのくらい入ってくるのかということ具体的な数字でお示しはできる状況にございません。大変申し訳ないのですが、そのところは現時点ではお示しできる状況でないことは、これは事実でございます。ただ、総枠の5,000トン、これ50年にわたる長期の事業でございますので、これは当然これから使用済燃料の貯蔵の柔軟性を確保する上でも必要だというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 恐らく本当に御社と東京の本社との協議というのは、今さらながらなのではございますけれども、本当に情けない。事業の根幹、核心に当たる部分の説明が本当に全くなされない。会社として本当に説明のていがない、残念だ。今後、本当に東京電力の発電所で再利用できるのか、プルサーマルで発電できる発電所は、現時点で東京電力は何基所有しているのか、教えていただきたいと思っております。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

現時点で具体的に東京電力のほうの何号機をプルサーマルにやるというふうに、明確に決まっていないというふうには認識してございますけれども、ただ当社の受入れする燃料は、基本的にはプルサーマルに使う、再処理するために貯蔵する燃料だというふうな認識でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 先ほどから本当に答えが得られないのですけれども。実は、昨年来、福井県の関西電力の使用済燃料がむつ市に運ばれるのではないかという記事が出ました。私どもは、東京電力と日本原子力発電所とのことで許可して造っていただいた使用済燃料中間貯蔵施設なのです。そういうことが、今高橋社長が説明、もう東京電力の話もしていないのか分からないけれども、それを答えられないということが私たちにすれば、両電力、御社もそういうことも考えながら、私どもに対しているのではないかという疑念を抱くのです。そうなれば、私どもが御社の応援団としてきて、市民から聞かれた部分を説明できないこの無念さ、その辺を理解していただきたい。その辺について、あまり長くなると委員がうるさいので、社長、ありましたら。

○委員長（富岡幸夫） 高橋社長。

○参考人（リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成） お答えいたします。

今委員のほうからお話があった共同利用につきましては、私の前任の坂本のときに、昨年10月にそういう話があったということで聞いております。ただ、私が社長に就任して以降、共同利用に関する話は一切受けてございません。また、私どもご承知のとおり、今事業開始に向けて、まずは安全対策工事、しっかり進めているところでございますので、その共同利用云々の前にまず事業開始に至るということが、これ当社の最大の使命だというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今後両電力から、親会社から話を聞いたならば、やっぱり速やかに私どもにきちんと説明をしていただきたい。そういうことで、後で個人的に、社長、本当に立地とか誘致というのは大変なものでございます。当時の手紙を社長に見せますので、どうか今後とも、本当に私ども発展する一員として、その思いで頑張ってくださいよう期待して終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで参考人に対する質疑を終わります。参考人には、むつ市、むつ市民の思いを幾らかでも分かっていただけだものと期待をいたしております。

以上で参考人からの意見聴取を終了いたします。

ここで、参考人は退席となります。本日は、誠にありがとうございました。

（参考人退席）

○委員長（富岡幸夫） これよりほかの質疑に入りますが、質疑ございますでしょうか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 先ほども申し上げさせていただきましたが、今日のRFS社の答弁の中での感じたのですけれども、大変申し訳ない、皆さんでもんでいただきたいのですけれども、少し肩透かしといいますか、あまり望んでいた答弁ではないと、明確な答弁ではないということで、東京電力とのお話のしつと申しますか、少し打診をしていただきたいと、それを要望いたします。

○委員長（富岡幸夫） このことについては、先ほども述べましたが、今後の特別委員会で協議をしてまいりたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。これでその他の質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、このことについてご意見のある委員はご発言を願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 特に発言がないようでありますので、むつ市使用済燃料税等に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査するという事で正副委員長にご一任いただき、決定次第委員の皆様へ通知することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午後 3時58分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫